

不登校支援の現状と展望

The present condition and view of non school attendance support

伊 勢 真理絵*

Marie ISE

中 野 靖 彦

Yasuhiko NAKANO

(Aichi Shukutoku University)

1. 不登校に対する取り組みの変遷について

不登校児童生徒数は昭和41年の不登校（当時は学校嫌いと呼ばれていた）調査が開始されて以降（文部科学省 2013；文部科学省 2006）、年々増大し、不登校問題は現在でも見逃すことのできない課題として我々に印象づけた。

不登校とは「これまでの不登校への対応等について」（2006）によると「30日以上欠席した児童生徒のことを指し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」と定義されている。

平成23年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2012）について、児童生徒の不登校になったきっかけと考えられる状況について上位に挙がっているものは「本人に係る状況『無気力24.4%』『不安などの情緒的混乱26.5%』『あそび・非行9.6%』、学校に係る状況『いじめを除く友人関係をめぐる問題14.7%』『学業の不振8.6%』、家庭に係る状況『親子関係をめぐる問題10.9%』」である。不登校の原因は様々であり、一様に不登校に対応した対策を講じることはできないことがわかる。

平成4年に文部省（現：文部科学省）から「登校拒否（不登校）問題について」の報告が発表され、この報告書は別名「平成4年報告」とも呼ばれており、現在でも不登校を考えるにあたり中核となる報告書である（文部科学省 1992；文部科学省 2003a）。この報告書は「登校拒否は誰にでもおこりうること」という基本的な視点に立脚し、不登校児童生徒を支えていく姿勢が述べられている（文部科学省 1992）。

* 研究生

その後文部科学省は、平成7年スクールカウンセラーの配置、平成10年心の相談員の配置、平成11年スクーリング・サポート・プログラム開始、平成15年スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業開始と不登校に関する対策を打ち出してきた（文部科学省 2013）。しかしながら不登校児童生徒が依然減少する傾向が見られず、文部科学省は、平成14年9月に不登校問題に関する調査研究協力者会議を発足し、平成15年3月に「今後の不登校への対応の在り方について」の報告書を取りまとめた（文部科学省 2003a）。この報告書には、現在の不登校支援につながる学校、関係機関、教育委員会といった各々の役割が書かれており、不登校に対する学校、家庭、地域の連携を重要視したものとなっている。また文部科学省（2003a）によると「国、各教育委員会や学校などにおいて関係者が本報告を活用し、今後の不登校に関する取組の充実を図ることに期待したい」とされており、提言であるため義務ではないことがわかる。そのため、各自自治体はどのように不登校児童生徒に対して支援を差し伸べることができるか手腕が試されている。

文部科学省の不登校の取り組みに対する変遷を俯瞰すると、学校内で不登校児童生徒の問題を解決する動きから、地域に在る資源を活用していく動きが見て取れる。地域との連携を深めていくことで、不登校に対する踏み込んだ支援が可能となる。現在においても不登校に対する取り組みが行われているが、全国の不登校児童生徒数はほぼ横ばいの状態にあり、どのように不登校児童生徒に対する支援を構築していくか今後、より一層考えなければならない。

2. 愛知県内の不登校の状況について

愛知県内全体について、「平成24年度学校基本調査結果」（2013）によると全国の不登校者数と比較して児童生徒不登校者数がやや上回る数値であり、愛知県内でも不登校は早急に対策を講じなければならない課題である（表1、2）。

本研究では、平成23年度、平成24年度の学校基本調査をもとに、平成23年度の愛知県内54地域の平均不登校者数を算出し（表3）、小学校、中学校ともに数値の高かった地域を取り上げ、適応指導教室の体制と相談機関の現状と課題を明らかにし、今後の不登校支援の展望を考察する。

	児童生徒数	不登校者数	割合
H20	653,369	8,243	1.26
H21	654,888	8,078	1.23
H22	651,643	7,887	1.21
H23	650,465	8,019	1.23

	児童生徒数	不登校者数	割合
H20	10,725,001	126,805	1.18
H21	10,676,353	122,432	1.15
H22	10,566,028	119,891	1.13
H23	10,477,066	117,458	1.12

表1、2は学校基本調査を基に筆者作成

表3 愛知県内の不登校児童生徒の平均 (人)

平成23年度	小学生	中学生
不登校者数	1,787	6,232
平均	33.0	115.4

3. 適応指導教室について

各市町村が不登校支援として取り組んでいるものに、適応指導教室が挙げられる。適応指導教室とは教育委員会が運営している機関であり、「不登校への対応の在り方について」(2003)には「適応指導教室について、国として標準的な呼称を用いる場合は『教育支援センター』という名称を適宜併用すること」としている。そのため、呼び方には2通りある。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引」(2008)によると適応指導教室とは、「不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談教室のように相談を行うだけの施設は含まない」とされている。つまり、学校に通えない児童生徒を対象に、学校復帰に向けてつくられた施設である。

各市において適応指導教室の教室数と、相談活動の形態について表4に示し、人材と広報やホームページの掲載について表5に示した。

主に市のホームページから適応指導教室について掲載されているものを参考にし、市のホームページに適応指導教室の掲載がないものや具体的な体制に関する内容は、事務点検評価報告書、教育振興計画、後期計画、市が公表している報告書、広報、鈴木(2007)の論文を用いた。用いた資料の年度は、平成18年度から平成25年度についてのものである。

表5について、適応指導教室が相談機関として取り上げられているかの確認に用いた資料は、広報と市のホームページに掲載されている相談一覧を用いた。詳細は「4. 不登校に対応した相談機関」で述べている。

なお、具体的な相談体制を確認することができなかった地域は、空欄になっており、具体的な相談体制が掲載されていた市について確認できたものについては表内に丸をつけた。

表4から、適応指導教室は各市に1つは必ず配置されており、教育相談と学校復帰のための指導を中心とした自立支援が行われている。教育相談・相談活動について確認できた体制は大きく分けて4つあり、電話、面接、訪問、巡回に分けられる。電話、面接、訪問を中心に、各市において適応指導教室内の相談体制が充実している。

家庭訪問について清水(2013)は子どもの問題の根をつかむには、家庭訪問であると説いている。「家庭訪問はいうなれば相手の城の本丸へ出かけての対話である。本音を聞かせてもらいやすい。加えて、学校で見る姿とは異なる普段着の姿を目にすることができる」としている。

文部科学省の「不登校への対応の在り方について」(2003b)に掲載されている教育支援セン

ター整備指針（試案）では「家庭訪問による相談・適応指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通級困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい」としており、本研究でも家庭訪問が構築しつつあることが明らかとなった。

家庭訪問は子どもの取り巻く現状が見えるため、適応指導教室へつなぐ役目を果たすだけでなく、支援策の方向性を定めるのに有効な方法である。ひきこもり傾向にある児童生徒へ早期に支援の手を伸ばすこともできるため必要な相談形態である。

また、巡回相談は2ヶ所と低い数値であったため、今後、巡回相談をどのように普及させていくかが課題である。

佐藤・青木（2006）は適応指導教室に通っていた生徒を対象にした調査で、通級者全員が中学卒業後に就職や進学をしていることが明らかになっている。高校進学を経験した者の内、高校で欠席日数が多かった者は、全日制と定時制に進学した者であった。佐藤・青木（2006）は生活リズムと集団生活への適応に不具合があるのではと推測している。

表4 適応指導教室の相談体制について

	教室数	教育相談・ 相談活動	電話	面接・来所・ カウンセリング	訪問	巡回	学校復帰の ための指導
A市	1	○		○		○	○
B市	2	○					○
C市	1	○	○		○		○
D市	4	○	○	○	○		○
E市	1	○	○	○		○	○
F市	1	○					○
G市	1	○	○	○			○
H市	1	○					○
I市	3	○			○		○
J市	1	○		○	○		○
K市	1	○			○		○
L市	1	○	○	○	○		○
M市	2	○	○	○			○
N市	1	○			○		○

表5 適応指導教室に関わる人材と適応指導教室の掲載について

	市民やボランティア	学生	適応指導教室 掲載あり
A市			○
B市	○		
C市			
D市			
E市		○	○
F市	○	○	
G市			○
H市			
I市			
J市			
K市		◎	
L市	○	◎	○
M市	○		
N市		◎	

◎は訪問相談の役割も担っていることを指す

適応指導教室は主に小・中学生に向けた施設であり、支援を受けられる年齢が限られている。そのため、進学先などで再度不登校になる可能性が出てきた場合、相談機関があることを事前に周知させるといった先を見越したケアも必要となる。適応指導教室が様々な機関と連携することが益々重要である。

次に、人材について家庭訪問相談や適応指導教室内で活動している者には2つの特徴があり、若い力の採用と市民の力の採用が挙げられる（表5）。

若い力とは、大学生を中心に心理学や教育を学んでいる学生や、教員志望の学生のことを指し、市民の力はボランティアや適応指導教室の活動に意欲的な地域の人を採用している。

若い学生を採用することで、ひきこもりがちな児童生徒の心を開ききっかけづくりができると考え、子どもたちにお兄さんお姉さんという立場で親しみをもって接することができる。同時に、適応指導教室内の雰囲気や快活にする利点がある。また若い人や地域の人の採用は、適応指導教室の敷居を低くし、家庭訪問もそのスタッフが行うことで顔なじみのスタッフがいる安心感を生み出し、家以外の居場所を適応指導教室に見出すための工夫ともとれる。

伊勢・中野（2012）は「居場所があると感じる過程には、物理的空間と本人にとって安心できる他者がおり、その場所に行けば、自分を受け入れてくれるという安心感によって居場所があると感じる事ができる」とし、親しい人の存在が居場所をつくる上で重要であると指摘している。適応指導教室内に、安心できる人を見つけ、関わっていくことは不登校から立ち直る重要な一歩となる。

地域に根付いた教室として、地域の人材をボランティアとして採用することや、若い力を活用することは今後の適応指導教室の在り方として注目する視点である。

最後に、適応指導教室が相談機関として広報やホームページに掲載されている数が4ヶ所と低い状況にあり、相談活動を利用する市民に情報が幅広く行き届いているとは言い切れず、より周知していく必要がある。しかし、適応指導教室が公に周知されていない理由として、適応指導教室は学校生活への復帰に向けた不登校児童生徒に対する指導を行うことが主たる目的であり、単なる相談機関としての機能は有していない。児童生徒への支援とそこに関わるスタッフの人数を考えれば、質の低下につながりかねないため公に周知できないのであろう。

4. 不登校に対応した相談機関

各市について「不登校」と明記されていた主な相談機関の設置数と相談形態をまとめた(表6)。用いた資料は市民に利用しやすく、情報が容易に入りやすい面を考慮し、広報に掲載されている相談機関と、市のホームページで市民相談一覧として掲載されている相談機関を取り上げた。

広報は、2013年7月から9月の3ヶ月間の広報を対象とし、相談一覧に掲載されていた相談窓口と、広告の形で掲載があったものを取り上げた。広報の内容が市内で一部違う部分のあるところについては、市内で共通しているところのみを取り上げた。

ホームページについて、分野別に相談一覧が分散されていた場合、教育、子ども、子育て、青少年に関する相談一覧を対象とした。市民相談一覧と分野別の双方に掲載があった場合、両者を取り上げた。

主に広報と市のホームページに掲載されている相談形態の内容についてまとめ、相談の内容が具体的に掲載されていなかった場合、事務点検評価報告書、いじめ・不登校関連の報告書、次世代育成支援対策行動計画、子ども・若者支援マップ、市のホームページから、市の相談形態と「不登校」と本文に明記されているかを確認した。また、同一の施設内に相談機関が複数ある場合、電話番号が別々であれば、独立した機関であると見なし、電話番号が同一であれば施設全体として行っている相談形態を取り上げた。

14地域の主な不登校に対応した相談機関は31ヶ所あり、各市に1～5ヶ所設置され、不登校支援への取り組みの高さが伺える(表6)。相談体制も6つに分けられ、電話、面接、訪問、メール、FAX、巡回から構成されている。面接・来所相談がほとんどの相談機関で行われており、次いで電話相談も多くの機関で実施されている。面接・来所相談を行うことでより具体的に本人の状況が明らかになり主訴も明確になることから、相談体制として取り入れられていると考える。

表6 市における主な不登校の相談対応機関と形態について

	主な相談 対応機関 設置数	電話	面接・ 来所	訪問	メール	FAX	巡回	子ども・若者 総合相談 センター
A市	5	3	5	4	1			○
B市	2	2	2	2	1	1		○
C市	2	1	1					
D市	2	2	1					○
E市	2	2	2				1	
F市	1	1	1					
G市	3	3	3		1			○
H市	5	2	5	1				
I市	1	1	1	1				
J市	1	1	1					
K市	2	2	2					
L市	2	2	2		1			
M市	1	1	1		1			
N市	2	2	2					

訪問相談、メール相談、FAX相談、巡回相談が全体的に低い傾向にあり、今後の方向性としてメール相談は気軽に相談しやすく、自己の内面を表現する手段として欠かせないものになっていると考えられ、普及が望まれる相談体制の1つである。

訪問相談について表4の適応指導教室の相談体制と比較し、適応指導教室の方が幅広く訪問相談が地域で行われていることが明らかとなった。適応指導教室が訪問相談を行うことで、不登校児童生徒が学校に復帰する前の移行期間として、迅速な支援につなげやすい利点があると考えられる。

また巡回相談が1ヶ所のみで行われており、適応指導教室がその役割を担っていた。訪問相談と同様、適応指導教室が関わることで支援がしやすいことは勿論、学校との連携のとりやすさから行われていると考える。

子ども・若者総合相談センターが設置されている市は4ヶ所であった。平成22年度4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者支援地域協議会の設置と子ども・若者総合相談センターの体制の確保に努めることとされている（愛知県 2010）。この相談窓口は小学

生から40歳未満の若者や家族に対して、相談内容に応じ相談機関の紹介や立ち直り支援を行うという取り組みである（豊橋市 2011）。また、子ども・若者総合相談センターはマップも作成されており、市内近郊の地域にどのような機関が設置されているのかをまとめた冊子が公開されている。

子ども・若者総合相談センターは今後増えていくと予想されるが、このセンターには、利用者の年齢制限が30歳代までと設けられている。年齢制限を設けることでより充実した支援を差し伸べることができる反面、40歳以降の支援について問題が挙げられる。40歳以降の支援として、民間施設への紹介やハローワークといった職業紹介が整えられているため、40歳以降の支援をしない訳ではないが、支援体制に関してセンターと支援機関がより密着した連携が整えられることが重要である。

平成23年度「児童生徒の問題行動など児童生徒上の諸問題に関する調査」（2012）によると、小中学生の学校内外での相談、指導を受けた人数は、学校外で31.0%、学校内48.3%、相談・指導を受けていない人31.4%と、大半の児童生徒は支援が受けられているものの、31.4%の児童生徒が専門的な支援を受けられずにいた。

内閣府（2009）によると、中学校不登校生徒が中学校卒業時に利用した施設・機関について56.0%が「何も利用したことがない」と回答しており、いかにして早期発見、支援を促し、利用しやすい相談体制をつくっていくかが今後の課題である。

5. 現在の課題について

相談機関、適応指導教室だけでなく、民間施設やNPO法人といった垣根を越えた連携がつけられ、不登校児童生徒を受け入れる支援の手が広がっている。同時に、地域や若者の力を積極的に採用しており、地域の資源を活用する取り組みが各地域でみられた。

今後における適応指導教室と相談機関の課題は3つ挙げることができる。第一に地域の人材の活用である。14の市の内7つの市が市民の力と若い力を活用しており、他の地域への拡大が望まれる。

第二に相談窓口の充実である。市の相談機関は市によって設置数にばらつきがあり、適応指導教室も十分とはいえない。相談体制も各地で差があるため、どのように利用しやすい窓口を作っていくかが課題である。

第三は長期的な支援体制の構築である。全体的に不登校支援は概ね小学生から高校生を中心に進んでおり、その後の支援について利用者や利用したいと考えている人に、目に見える形でどのような機関があるのか周知していかなければならない。適応指導教室や相談機関の利用経験の有無に関わらず、何かあれば駆け込める、安心感を得ることができるような長期的な見通しを持った支援体制を構築する必要がある。

6. 展望

求められる展望として、まず地域の人材の活用について、地域で人材を育てる仕組みを取り

入れることである。

愛知県(2013b)においてもホームフレンドという教育関係の仕事を目指す25歳以下の学生を、小中学生の家庭に派遣する活動が行われている。若者が地域の不登校を理解し、支援していくことが今後、不登校に関わる人材としてより一層必要になる。地域でも適応指導教室や相談機関に関わる人材を採用、育成していくことを積極的に言い、各大学や公共機関と連携して広めていくことが重要となってくる。

次に相談窓口の充実について考えられる支援策として、生涯学習センターや公民館を利用して巡回相談を取り入れることや、メール相談の普及によって気軽に相談できる身近な相談機関として意識を持たせることが求められる。

適応指導教室は小中学生を対象とした施設であり、中学卒業後の高校生に関する支援について適応指導教室のような役割を担う施設がある地域は、1ヶ所のみ本研究で確認することができた。

内閣府(2009)によれば、高等学校中退学者の高校をやめた理由について「高校の生活があわなかったから」「人間関係がうまく保てなかったから」「高校の勉強が嫌いだったから」「授業についていけなかったから」と上位に勉強に関する理由が挙がっている。

小中学生に関しても、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(2012)によると、不登校の背景となるきっかけの上位には、学業の不振が上がっている。小中高校生ともに、学力に積み残しがあると自信をもって再スタートを切ることが難しいため、学力面から支援してくれる高校生向けの施設も今後必要である。

また、学力のみならず、技術や専門知識を提供してくれる施設が地域にあることを周知させることも必要である。知識を提供し、自信をつけさせてくれる場所は不登校、ひきこもりにある者にとって必要な支援であり、将来に向けた強みになる。学力と専門知識を提供できる場所があることを幅広く周知させることが求められる。

最後に長期的な支援体制の構築には、見守り体制と利用しやすい体制づくりの二つが要となる。

見守り体制について、適応指導教室や相談機関を利用した人を対象に巣立った後でも、数年間は復帰期間として電話やメールによる連絡、相談を行うことも状況によって取り入れることである。巣立った後でも安心感を与えることができる場合もあるため、利用者とのつながりがある程度持たせることも重要である。

利用しやすい体制づくりは、身近な相談所という意識を持たせることが前提にある。その案として学校と連携して日頃から相談機関の周知、身近な相談機関として駅構内や商店などでの積極的な啓発活動は勿論、インターネットを使って相談窓口を利用した利用者の声を集めた情報の発信、メール相談の活用など若者目線で目に留まりやすい場所、手段で情報を発信していくことや、気軽に相談ができる場所に窓口を設置することも考えられる。

長期的な目線で支援を与えることができる場所は、子ども・若者総合相談センターを中心とした相談機関である。子ども・若者総合相談センターは30歳代までの対象ではあるが、年齢制限の

ない支援機関もあるため、今後、どのように対象年齢という点で支援の枠組みをつくり、他機関と連携させていくのか考えていかねばならない。

7. まとめ

不登校のきっかけには様々な原因が絡まっており、一律した支援を提供することはできない。不登校が永続すると、ひきこもりになる傾向も否定できず、長期的な目線で不登校支援の枠組みを考え、本人をサポートできるように取り組んでいかねばならない。

本研究では、適応指導教室の体制と相談機関の現状から考えられる課題と展望を考察した。今後は、地域で不登校に対する取り組みを構築しつつ、長期的視点から不登校を捉えていくこと、様々な目線から不登校の支援策を考えていくことが必要である。

読み誤る恐れのある不明瞭なものや、報告書だけでは取り上げることができなかった取り組みもあるため今後、より具体的に各市ではどのような支援を行い、結果をあげているのか見ていく必要がある。

8. 引用文献・参考文献

- 愛知県 (2010) 「あいち子ども・若者育成計画2010」
- 愛知県 (2012) 「平成23年度 学校基本調査結果」(2012年3月)HP
- 愛知県 (2013a) 「平成24年度 学校基本調査結果」(2013年3月)HP
- 愛知県 (2013b)HP <http://www.pref.aichi.jp/>
- 愛知県県民生活部社会活動推進課(2011) 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営ハンドブック」(2011年3月)HP
- 安城市教育センター・安城市視聴覚センター (2012) 「平成24年度 要覧」HP
- 安城市 (2013a)HP <http://www.city.anjo.aichi.jp/>
- 安城市教育センター (2013b) 「平成24年度 安城市教育センター事業報告」(2013年3月)HP
- 安城市 (2013c) 「広報あんじょう2013.8.15 No.1791」HP
- 花井正樹 (2003) 「適応指導教室での実践」児童心理臨時増刊 6月号 Pp46-50 金子書房
- 半田市 (2012) 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書(平成23年度対象)」(2012年8月)HP
- 半田市 (2013a) 「はんだ市政 2013.7.1 No.1367」HP
- 半田市 (2013b)HP <http://www.city.handa.lg.jp/>
- 一宮市 (2010a) 「一宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)2010-2014」
- 一宮市教育委員会 (2010b) 「平成22年度一宮市教育委員会事務点検評価報告書(平成21年度実施)」(2010年9月)HP
- 一宮市 (2012a) 「第6次一宮市総合計画 平成24年度～26年度実施計画」(2012年2月)HP
- 一宮市 (2012b) 「支援機関一覧表」(更新日2012年9月28日)HP
- 一宮市 (2013a)HP <http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

- 一宮市 (2013b)「広報一宮 2013.9 No.2071」
- 稲沢市 (2007)「第5次稲沢市総合計画2008～2017」(2007年12月)HP
- 稲沢市 (2010a)「次世代育成支援対策推進法に基づく稲沢市行動計画(後期計画)」(2010年3月)HP
- 稲沢市 (2010b)「広報いなざわ 2010.12.1 No.1037」HP
- 稲沢市教育委員会 (2012)「平成23年度教育委員会の自己点検・評価報告書」(2012年9月)HP
- 稲沢市 (2013a)HP <http://www.city.inazawa.aichi.jp/>
- 稲沢市 (2013b)「広報いなざわ 2013.9.1 No.1103」HP
- 伊勢真理絵・中野靖彦 (2012)「居場所の役割についての考察」2号 Pp67-77 愛知淑徳大学論集－教育学研究科篇－
- 春日井市 (2010)「かすがいっ子未来プラン 春日井市次世代育成支援対策行動計画(後期)」(2010年3月)HP
- 春日井市教育委員会 (2012a)「平成23年度春日井市いじめ・不登校対策事業報告書」(2012年5月)HP
- 春日井市教育委員会 (2012b)「平成24年度(平成23年度実施)教育に関する事務の点検及び評価報告書」(2012年11月)HP
- 春日井市 (2013a)HP <http://www.city.kasugai.lg.jp/>
- 春日井市 (2013b)「春日井市子ども・若者支援機関マップ(第2版)」(2013年8月)HP
- 小牧市 (2010)「小牧市次世代育成支援対策行動計画後期計画(平成22～26年度)」(2010年3月)HP
- 小牧市 (2012)「平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》」(更新日2012年9月6日)HP
- 小牧市 (2013a)「平成24年度事務事業評価シート」(更新日2013年2月18日)HP
- 小牧市 (2013b)HP <http://www.city.komaki.aichi.jp/>
- 小牧市 (2013c)「広報こまき 2013.9.1 No.1198」HP
- 江南市 (2010)「わくわく子育て夢プラン 江南市次世代育成支援行動計画 後期計画(平成22～26年度)」(2010年3月)HP
- 江南市 (2011a)「江南市戦略計画第一次改訂基本計画」(2011年3月)HP
- 江南市 (2011b)「次世代育成支援行動計画推進状況(平成23年度推進状況)」HP
- 江南市 (2012)「平成24年度教育委員会点検・評価報告書(平成23年度版)」(2012年8月)HP
- 江南市 (2013a)「広報こうなん 2013.4 No.984」HP
- 江南市 (2013b)「広報こうなん 2013.9 No.989」HP
- 江南市 (2013c)HP <http://www.city.konan.lg.jp/gyousei.html>
- 文部科学省 (1992)「『登校拒否(不登校)問題について』－児童生徒の『心の居場所づくりを目指して』－」(1992年3月)HP
- 文部科学省 (2003a)「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」(2003年3月)HP

- 文部科学省 (2003b)「不登校への対応の在り方について」(2003年5月)HP
- 文部科学省 (2006) 初等中等教育分科会 (第38回) 配布資料「これまでの不登校への対応等について」資料1-4 (2006年3月)HP
- 文部科学省(2008)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引(学校用)」HP
- 文部科学省 (2012)「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」(2012年9月)HP
- 文部科学省 (2013)「生徒指導関係略年表について」(アクセス日2013年5月15日)HP
- 名古屋市 (2012a)「なごや子ども・若者支援機関マップ」
- 名古屋市 (2012b)「なごや子ども・子育てわくわくプラン 子どもに関する総合計画(名古屋次世代育成行動計画・後期計画) 平成23年度実施状況」(2012年9月)HP
- 名古屋市 (2013a)HP <http://www.city.nagoya.jp>
- 名古屋市 (2013b)「広報なごや 2013.7 No.787」HP
- 名古屋市教育委員会 (2011)「名古屋市教育振興基本計画～夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成～」(2011年3月)HP
- 名古屋市教育委員会 (2012)「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書 平成23年度版」(2012年9月)HP
- 名古屋市教育委員会 (2013)「名古屋市不登校対策基本構想」(2013年2月)HP
- 西尾市 (2009)「平成18年度事業の評価結果事業施策体系順 事業評価表<一般>(評価対象平成18年度事業)」(更新日2009年3月29日)HP
- 西尾市 (2012)「西尾市次世代育成支援行動計画(後期)統合版」(2012年1月)HP
- 西尾市 (2013a)HP <http://www.city.nishio.aichi.jp/>
- 西尾市 (2013b)「広報にしお 2013.8.16 No.1332」HP
- 内閣府 (2009)「平成21年版 青少年白書—青少年の現状と施策—」(2009年7月)HP
- 岡崎市 (2010)「岡崎市児童育成支援行動計画 後期計画」(2010年3月)HP
- 岡崎市 (2013)「平成24年度 教育委員会事務局学校指導課業務活動一覧」(アクセス日2013年6月11日)HP
- 岡崎市教育委員会 (2013a)「平成24年度(平成23年度対象)教育委員会点検・評価報告書」(2013年2月)HP
- 岡崎市 (2013b)HP <http://www.city.okazaki.aichi.jp>
- 佐藤則行・青木真理 (2006)「適応指導教室における支援のあり方について—適応指導教室に通室した生徒の追跡調査から—」 福島大学総合教育研究センター紀要創刊号 Pp25-32
- 瀬戸市 (2011a)「広報せと 2011.10.15 No.1193」HP
- 瀬戸市 (2011b)「瀬戸市教育アクションプラン推進会議 議事録」(2011年2月)HP
- 瀬戸市教育委員会 (2012)「瀬戸市教育アクションプラン 第2期見直し報告書(平成21～平成23年度)」(2012年8月)HP

瀬戸市 (2013a)HP <http://www.city.seto.aichi.jp/>

瀬戸市 (2013b)「広報せと2013.7.1 No.1234」HP

清水将之 (2013)「保健室が繁盛するわけ」児童心理No.974 67巻 14号 Pp 1-10 金子書房

鈴木希望 (2007)「不登校支援における大学生スタッフの役割について」名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻「教育論叢」 50号 Pp55-64

豊橋市 (2010)「豊橋市次世代育成支援行動計画 (後期計画)」(2010年 3月)HP

豊橋市 (2011)「子ども・若者支援機関マップ」(2011年 3月)HP

豊橋市 (2012)「広報とよはし 2012.2.1 No.1353」

豊橋市 (2013)HP <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/>

豊川市 (2010)「次世代育成支援対策地域行動計画 (後期計画) はばたけ未来へ豊川っ子！」(2010年 3月)HP

豊川市教育委員会 (2012a)「豊川市教育進行基本計画 ともに学び生きる力を育み未来を拓く豊川の人づくり」(2012年 3月)HP

豊川市教育委員会 (2012b)「平成23年度 教育委員会事務の点検・評価報告書」(2012年 9月)HP

豊川市 (2013a)「広報とよかわ 2013.9.1 No.1663」

豊川市 (2013b)HP <http://www.city.toyokawa.lg.jp/index.html>

豊田市 (2012)「平成24年度 教育行政計画の施策と進捗状況報告書」(更新日2012年 7月 6日)HP

豊田市 (2013)HP <http://www.city.toyota.aichi.jp>